公　　示

「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（水門設備）」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成７年１月２９日

国土交通省　関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所長
斎　藤　　充　則

記

１．協定の目的

相模川水系広域ダム管理事務所が管理するダム管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について相模川水系広域ダム管理事務所と災害協定会社の双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

２．協定内容

（１）協定書（案）　別冊のとおり
（２）協定区間　　別紙のとおり
（３）本協定で想定している応急復旧に関する作業は、ダム用ゲート設備関係の応急復旧等を想定しています。

３．申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
（２）次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）令和７・８年度一般競争（指名競争）入札参加資格の定期受付において「機械設備工事」にて令和７年２月７日までに申請を行い受理されて、令和７年４月１日に認定がなされる者であること。

② 令和０７・０８・０９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

なお、審査基準日は令和７年２月２６日（水）（技術資料提出期限）とする。

（３）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）申請書類の提出期限の日から協定締結までの期間に関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（５）関東地方整備局管内に建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。

（６）対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。（年１～２回程度）

（７）災害協定に基づき申請者と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、申請者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

（８）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

４．協定期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

５．申請書類

（１）申請書　　水門様式－１

（２）調査票　　水門様式－２、３

※調査票は、令和７年２月２６日現在で作成して下さい。

６．申請書類の提出

申請書類を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）、又は電子メールにより提出して下さい。

郵送で提出する場合は、封筒の表に業者名、協定名の郵送である旨を記載して下さい。

電子メールの場合は、申請書類の形式はMicrosoft-word形式もしくはPDF形式で提出するものとし、ＦＡＸによる提出は受け付けない。

（１）受付期間

令和７年１月２９日（水）から令和７年２月２６日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く８時３０分から１７時１５分までとします。

（２）受付場所及び問い合わせ先

〒２５２－０１５６　神奈川県相模原市緑区青山字南山２１４５－５０

国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所　施設管理課

TEL　０４６－２８１－６９１１

電子メールアドレス：kaneko-n8310@mlit.go.jp

担当　施設管理課　金子　昇

（３）提出物及び部数

提出物

申請書（水門様式－１）

調査票（水門様式－２、３）

提出部数　１部

７．審査基準

（１）下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
１．災害協定に基づく出動要請を行った場合の技術者（水門様式－２）	下記資格等を１つ以上有している技術者の有無（注１） ①建設業法第７条２号イ・ロ・ハで定める者 イにあっては、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築工学又は機械工学に関する学科を修めた者。 ハにあっては、次のいずれかの資格を有する者、又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上 の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。	資格等の保有者を確保できない場合

	・１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・１級建築施工管理技士又は２級建築施工管理技士の資格を有する者。 ・１級建築士の資格を有する者。 ・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする者に限 る。））の資格を有する者。 ・技能検定のうち検定職種を１級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。）の資格を有する者。又は検定職種を２級の鉄工とするものに合格した後、鋼構造物工事に関し３年以上実務の経験を有する者。 ②建設業法第１５条２号イ、ロ、ハで定める者 ・１級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・１級建築施工管理技士の資格を有する者。 ・１級建築士の資格を有する者。 ・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。） 又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする者に限る。））の資格を有する者。 ハにあっては、国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者。 ③平成２１年４月１日から令和６年３月３１日までに関東地方整備局が発注し、元請けとして完了又は完成	

	し、引き渡しが完了したダム用水門設備における同種業務または同種工事への従事経験を有する技術者を配置出来ること。 ・点検整備業務 ・新設又は修繕工事（塗替塗装のみを除く） ただし、「ダム用水門設備」とは、ダムに設置された開閉方式が油圧式の水門設備とする。 ※点検整備業務においては、年点検（設備を構成する装置において、機器の健全度の把握、システム全体の機能確認、劣化・損傷等の発見、管理運転時の計測、作動テストを行う点検で、「ダム用ゲート設備点検・整備標準要領（案）国土交通省」の点検と同程度の内容）を含む業務とする。	
３．災害協定に基づく出動要請を行った場合の作業員（水門様式－２）	作業員の有無 （協力会社含む（注２）））	作業員を確保できない場合
４．関東地方整備局発注工事の工事実績（水門様式－２）	平成２１年度以降、元請けとして完了又は完成し、引渡が完了したダム用水門設備における同種業務又は同種工事への従事経験を有するもの。 １）点検整備業務 ２）新設又は修繕工事（塗替塗装のみを除く） ただし、「ダム用水門設備」とは、ダムに設置された開閉方式が油圧式の水門設備とする。 ※点検整備業務においては、年点検（設備を構成する装置において、機器の健全度の把握、システム全体の機能確認、劣化・損傷等の発見、管理運転時の計測、作動テストを行う点検で、「ダム用ゲート設備点検・整備標準要	施工実績が無い場合

	領（案）国土交通省」の点検と同程度の内容）を含む業務とする。	
５．過去２年間の工事成績評定点の平均点（注３）	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の令和４年４月１日から令和６年３月３１日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が６０点未満の場合

（注１）保有資格を証明する書面の写しを添付して下さい。
（注２）作業員の配備に関して、自社社員であることを証明する書面の写し、又は協力会社との協定、又は契約等の写しを添付してください。
（注３）入札参加資格が「機械設備工事」で申請した場合。
（「役務の提供等」で申請した場合は対象外）

８．選定結果の通知

提出された申請書類を審査の上、「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（水門設備）」（以下「災害協定（水門設備）」という。）の選定結果を申請者へ書面にて通知するとともに、相模川水系広域ダム管理事務所の掲示板に掲示します。

なお、通知は令和７年３月１１日（火）を予定しています。

９．締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できないと通知を受けた申請者は、相模川水系広域ダム管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由書式）により説明を求めることができる。なお、持参、郵送（書留に限る。必着のこと。）又は電子メール（書面はＰＤＦ形式とする）で提出するものとし、ＦＡＸによる提出は受け付けない。

（１）提出期限
令和７年３月１２日（水）から令和７年３月１９日（水）までの（土日祝日を除く）８時３０分から１７時１５分までとします。

（２）提出場所
６．（２）の受付場所と同じ。

（３）回答期限及び方法
令和７年３月２７日（木）までに（土日祝日を除く）に電子メールで担当者あて通知する。

１０．その他

（１）申請書類作成等に要する費用は、提出者の負担とします。

（２）申請書類は、相模川水系広域ダム管理事務所ホームページの「最新のお知らせ」からダウンロードしてください。相模川水系広域ダム管理事務所ホームページアドレス http://www.ktr.mlit.go.jp/sagami/

（３）提出された申請書類は、当目的以外には使用しません。
（４）提出された申請書類は返却しません。
（５）災害協定締結後、所定の書式により緊急時・平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数の保有等の状況調査を行います。
調査内容、時期は以下のとおりです。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先、担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、出動可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関との協定状況
他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

・毎年４月期に依頼します。

③提出先

６．（２）の受付場所と同じ。

④提出方法

郵送、持参又は電子メールによるものとします。

（６）令和７年度以降の関東地方整備局における「機械設備工事」又は「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）入札参加資格の認定を受けられない場合は、以後協定は無効となります。
（７）総合評価落札方式による入札における加点について
本災害協定を締結する者は、相模川水系広域ダム管理事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価される工事があります。
（８）協定に基づく工事の依頼について
本協定に基づく出動の依頼については、事案の場所、規模、発生時に出動できる人員等の状況等を考慮して行う。
（９）協定の解除
提出された協定参加申請書に虚偽の記載があった場合は、協定締結後であっても協定を解除する。
(10) 本公示文、協定書（案）、協定区間、申請書及び調査票については、当事務所のホームページにて、閲覧が可能です。

以　上